

令和4年6月15日

組合員各位

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌

第8回焼津市南部土地区画整理組合総会の開催について（お知らせ）

日頃より、焼津市南部土地区画整理事業の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本事業は令和2年をもって移転、工事等が完了し、ようやく事業の最終盤を迎えております。

本年度は、現役員・総代の任期満了に伴い、新役員の選出について、下記のとおり第8回総会を実施します。

総会を成立させるためには、組合員の皆様の出席又は委任状の提出が必要となります。下記に記載する組合員の定義について、今一度理解を深めていただき、事業収束に向けた大事な総会を確実に成立できるよう、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和5年2月19日（日） 10時00分開始
- 2 会 場 焼津市立小川小学校 体育館

※総会の開催案内は、12月中旬から下旬に発送予定です。

（総会の開催案内は、土地を共有で所有している場合、選挙権を持つ代表者に送付します。）

<事務局> 焼津市本町二丁目16番32号  
焼津市区画整理課  
土地区画整理事務所  
TEL 627-9311

土地区画整理法逐条解釈より

土地区画整理法第 25 条（組合員） 抜粋

1 組合が施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地の所有者又は借地権者は、  
全てその組合の組合員とする。

注 1 所有者とは、登記簿に記載された所有者である。もしその者が死亡している場合は相続者である。

注 2 これらの所有者及び借地権者は、組合の設立について定款及び事業計画に同意した者も、同意しない者も一様に組合員となるもので、組合員となることを拒否することはできない。

注 3 （売買等で）従前の宅地の所有者又は借地権を承継した者も組合員となる。

⇒土地を購入し名義が変更されると、自動的に総会での権利を有する組合員となります。

<総会の成立要件>

○総会の成立要件は「権利者の 1/2 以上の出席」です。

○焼津市南部土地区画整理事業には 2 千人を超える権利者が存在するため、1 千人以上の出席者又は委任状の確保が必要となります。

総会を成立させるため、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。